

飯田市立病院情報セキュリティ基本方針

医療情報システム委員会

1 目的

本病院が管理する情報は、病院を受診した患者に関する個人的で繊細な情報を数多く保有している。これらの情報は患者の同意が得られるかあるいは正当な理由がなければ第三者に開示してはならない。また、職員についても同様の個人情報を保有しており、こうした個人情報を、漏洩や災害事故等の脅威から防御することは、患者のプライバシー保護や医療サービスの継続的かつ安定的な提供のため、そして基本的な権利保護の視点からも不可欠となっている。

また、国の「医療における IT 化の推進」により、診療情報の電子化が進められる中、情報システムを取り巻く環境の変化により、情報資産は改ざんや漏えいを目的とした不正アクセスや、コンピュータウイルス等の発生など、様々な脅威にさらされている。これにより、それぞれの情報資産に個別の対応策を適用するという手法では、十分な情報セキュリティを確保することは困難になっている。

このため、飯田市立病院情報セキュリティ対策の基本の方針として「飯田市立病院情報セキュリティ基本方針」を定めるものとする。

2 定義

(1) 情報セキュリティ

医療事務に用いる情報システム及びデータについて、以下の3つの性質を満足させることをいう。

ア 機密性

情報の閲覧又は使用を許可された者だけが、閲覧又は使用を行えることをいう。

イ 完全性

情報処理の方法の正確性及び情報の完全性を保証することをいう。

ウ 可用性

情報の使用を許可された者が、必要なときに情報を閲覧又は使用できることを確実にすることをいう。

(2) 情報資産

電磁的に記録された情報及び当該情報を運用するために必要な環境をいう。

(3) 医療情報システム

診療情報を取り扱うコンピュータシステム（ハードウェア及びソフトウェアを含む。）並びに情報を電磁的に記録する媒体で構成された、業務処理を行う仕組みをいう。

(4) ネットワーク

医療情報システム及び診療業務を行う各システムおよび端末が相互に接続するための通信網並びに通信を行うための機器で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(5) アクセス

ネットワークを介して他のコンピュータと接続し、使用者認証手続等を使用することにより、コンピュータ間で情報の転送や利用ができる状態にすることをいう。

(6) データ

コンピュータに蓄積された診療に係わる記事、数値、画像、またコンピュータによらない書類とそれらに含まれる文字、記号をいう。

3 情報セキュリティ対策の構成

(1) 飯田市立病院の情報セキュリティ対策は、次に掲げるものから構成するものとする。

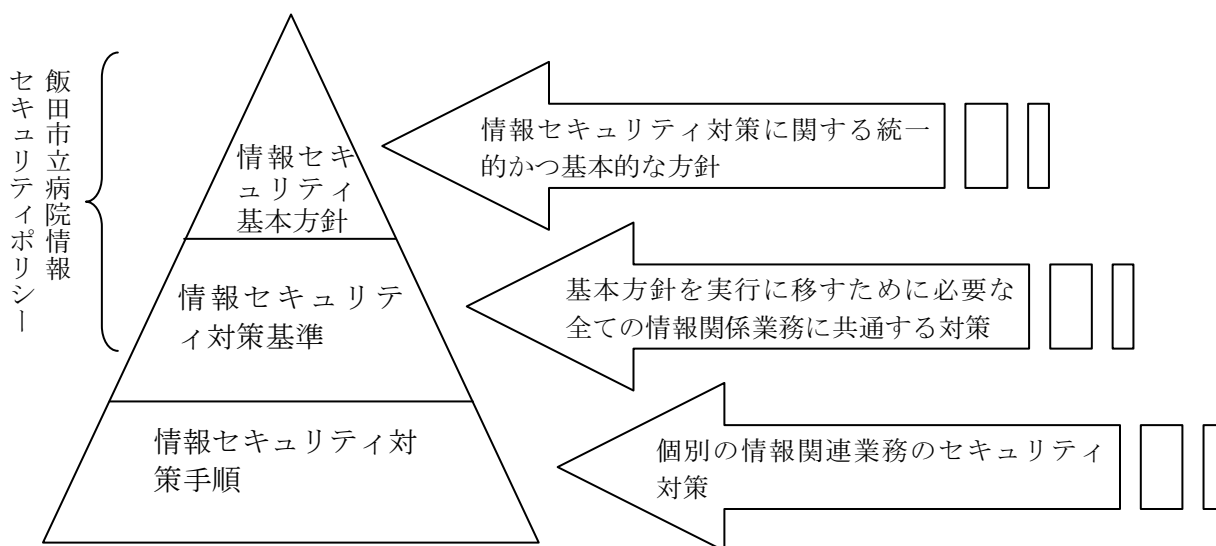
ア 情報セキュリティ対策に関する統一かつ基本的な方針について規定する「飯田市立病院情報セキュリティ基本方針」。

イ 基本方針を実行に移すために必要な全ての情報関係業務に共通する対策を規定する「飯田市立病院情報セキュリティ対策基準」。

ウ 個別の情報関連業務のセキュリティ対策を規定する「病院情報セキュリティ対策手順」。

- (2) 「飯田市立病院情報セキュリティ基本方針」は、本院の情報セキュリティ対策の最高位に位置するものである。また「飯田市立病院情報セキュリティ基本方針」及び「飯田市立病院情報セキュリティ対策基準」を総称して「飯田市立病院情報セキュリティポリシー」という。

情報セキュリティ対策の構成



4 対象範囲

飯田市立病院情報セキュリティ基本方針の対象範囲は、本院の部・課・科・係等における情報資産及び情報資産を用いて業務を行う全ての職員（非常勤職員及び臨時職員を含む）とする。

5 職員の義務

- (1) 前4に規定する職員（以下「職員」という。）は、飯田市立病院情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。
- (2) 職員は、外部委託業者に業務を委託する場合（指定管理者に公の施設を管理させる場合を含む。）は、契約等を通じ飯田市立病院情報セキュリティポリシーを遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

6 情報セキュリティ対策の推進体制

飯田市立病院における情報セキュリティ対策については、次に掲げる職員又は組織により管理及び推進を行うものとし、その職務内容はそれぞれ定めるとおりとする。

(1) 最高情報統括責任者

飯田市立病院における全ての情報システム、情報資産及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する最高責任者とし、院長をもってこれに充てる。

(2) 情報統括管理者

飯田市立病院における情報セキュリティ対策に関する適正な運用を管理し、情報管理者を統括する。医療情報部長をもってこれに充てる。

(3) 情報管理者

医療情報システムの運用、システム保全、情報資産に関する管理責任者とし、情報管理係をもってこれに充てる。

(4) 情報担当者

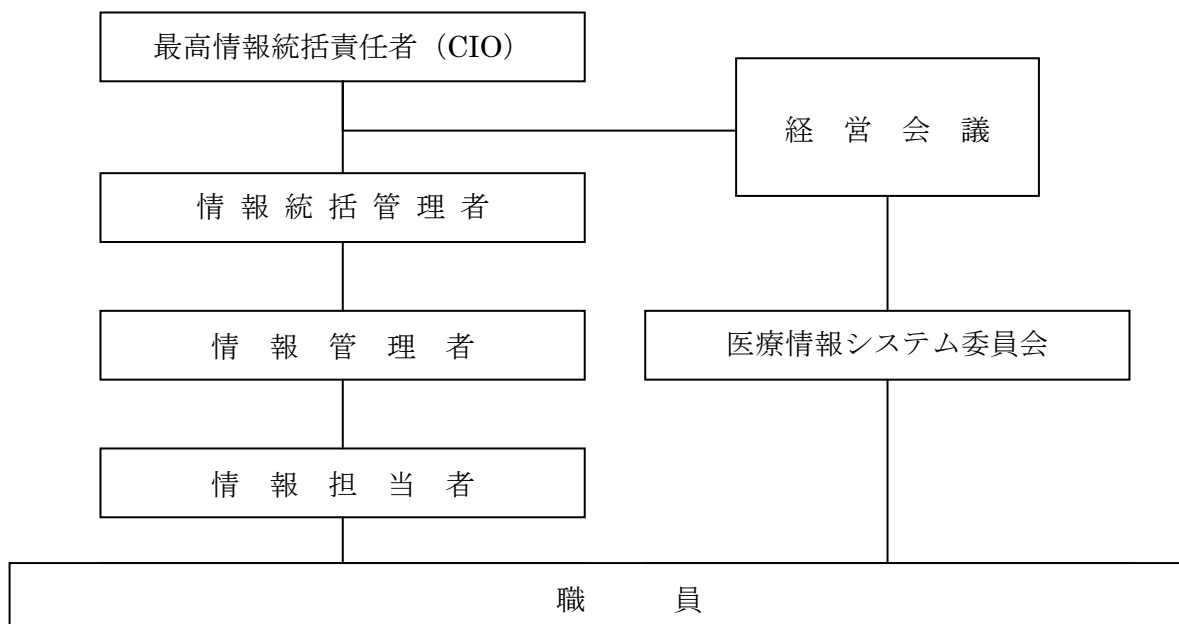
各部署の情報セキュリティ対策に関する推進担当者とし、医療情報システム委員をもってこれに充てる。

(5) 医療情報システム委員会

飯田市立病院における情報システムの運用検討、情報セキュリティ対策の推進など目的として設置されたもので、情報セキュリティポリシーの策定及び変更に関する審議等を行う。

(6) 経営会議

飯田市立病院における最高決定機関であり、医療情報システム委員会の審議事項について決定する。



7 情報資産の分類と管理方法

- (1) 情報資産をその重要度、脅威の発生度合いに応じて分類し、それぞれに対応したセキュリティ対策を講ずる。
- (2) 前(1)に関し必要な事項は飯田市立病院情報セキュリティ対策基準に定めるものとする。

8 セキュリティ対策

情報資産を脅威から保護するため、以下のセキュリティ対策を実施する。

(1) 人的セキュリティ対策

- ア セキュリティ対策に関する権限や責任を規定する。
- イ 職員及び外部委託事業者に飯田市立病院情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底する。
- ウ 飯田市立病院情報セキュリティ対策基準に基づき、十分な教育及び啓発が講じられるように必要な対策を講ずる。

(2) 物理的セキュリティ対策

コンピュータシステムを設置する施設への立入り、情報資産を損傷、妨害等から保護するために、飯田市立病院情報セキュリティ対策基準に基づいて物理的な対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を外部からの脅威より適切に保護するために、飯田市立病院情報セキュリティ対策基準に基づいて情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術面の対策を講ずる。

(4) 運用におけるセキュリティ対策

飯田市立病院情報セキュリティポリシーの遵守状況について、飯田市立病院情報セキュリティ対策基準に基づいて確認し、運用面の改善を行う。

9 情報セキュリティ対策の評価及び見直し

- (1) 情報セキュリティ対策は、策定することによって完結する一過性の取組みではなく、策定後の日常的な取組みにより確保されるものである。その実施状況を常に検証するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するため、情報セキュリティ対策の見直しを適宜行う。
- (2) 情報セキュリティ対策の実効性を情報システム委員会で協議し、飯田市情報セキュリティポリシーの内容変更に関して経営会議に提案を行う。
- (3) 経営会議は、飯田市情報セキュリティポリシーの変更内容を審議し決定する。

10 関連法規の遵守

- (1) 職員は、次に掲げる法令等を遵守の上、情報資産を職務の遂行に用いなければならない。
 - ア 不正アクセス行為の禁止に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
 - イ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
 - ウ 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 95 号）
 - エ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
 - オ 飯田市個人情報の保護に関する条例（昭和 61 年条例第 30 号）
- (2) 情報セキュリティ対策の規定に違反した職員は、地方公務員法に基づき、懲戒処分等の対象となる場合がある。
- (3) 前号の場合で、飯田市立病院に財産的損失を生じさせたときには、当該職員は必要に応じて生じた損失について賠償をしなければならない。

制定日 平成 16 年 12 月 3 日